

環境公害セミナー・水俣病-2



ノーモア・ミナマタのたたかい

目次

環境公害セミナー・水俣病-2	
「水俣病、現在、過去、そしてこれから ～患者と向き合って」(中).....	2
水俣の運動に呼応して.....	6
鳥肌の立つ思い.....	7
気候危機を乗り越えるために今できること.....	8
抗議声明.....	9
JNEP情報.....	10
活動日誌.....	10

「水俣病、現在、過去、そしてこれから ~患者と向き合って」~(中)

水俣病被害者の会事務局長 中山裕二

おさらい

今回は、水俣にチッソがやって来た経過から始めて、戦前、戦後のチッソ、チッソによる地域支配、水俣病の発生、そして1959(昭和34)年までに、高度経済成長政策をすすめるため、国やチッソによって、一度水俣病そのものがつぶされたことについて書きました。

今回は、その後、患者がたたかいに立ち上がり、国やチッソが攻撃を強める中、たたかい抜いてきたことについて、紹介していきます。

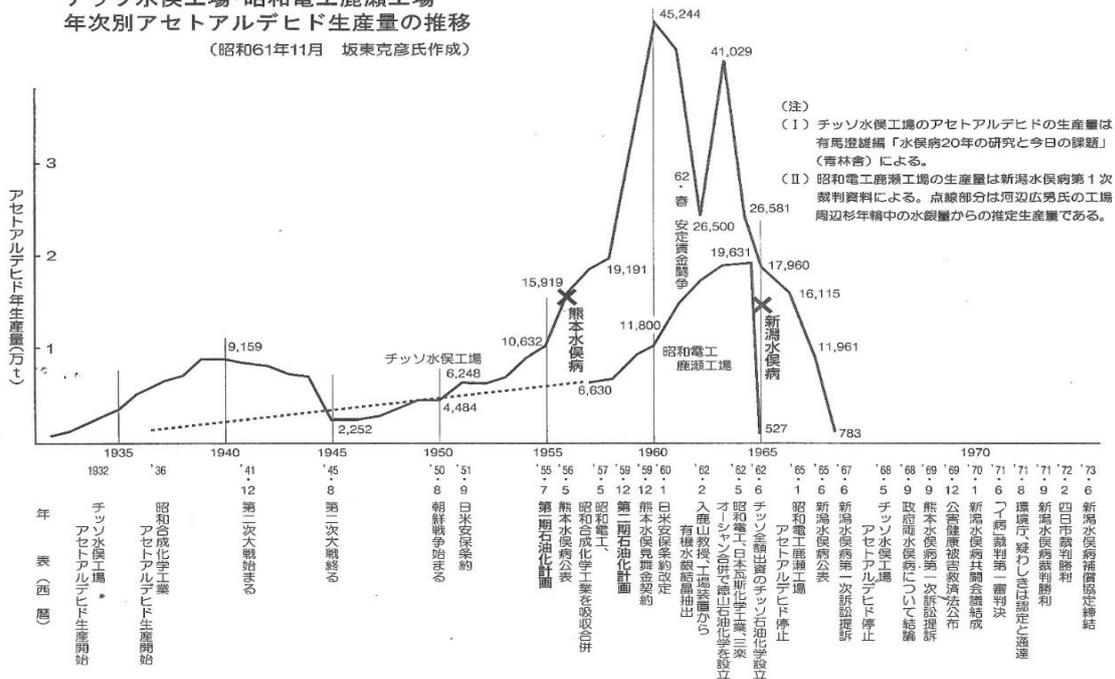
政府の公害病認定

1960(昭和35)年を境に、患者たちは、沈黙をせざるを得ない時期を過ごします。社会的には、日米新安保条約が結ばれ、政府・自民党の所得倍増政策が発表され、東京オリンピックをひかえて、世の中がわいていた時期です。

新潟で提起された新潟水俣病裁判に励まされ、また政府が水俣病を公害病と認定したこともあり、さらに水俣市で市民会議などの支援体制ができたこともあって、最初の水俣病訴訟が提訴されました。1969(昭和44)年のことです。

ちなみに公害病認定についてですが、一部に当時の政治家の英断だったという話があります。確かにそのような側面もあったと思いますが、私はそう思いません。

チッソ水俣工場・昭和電工鹿瀬工場
年次別アセトアルデヒド生産量の推移
(昭和61年11月 坂東克彦氏作成)



注) (前回の記事に間違っ添付してました。)

2ページの「アセトアルデヒド生産量の推移」の表を見てください。チッソは、1962(昭和37)年に「チッソ石油化学」という新会社をつくり、千葉県市原市にできたコンビナートに参加しています。そして1968(昭和43)年5月に、水俣工場でのアセトアルデヒドの生産を終えています。つまり千葉での生産が始まり水俣で旧式の製法で作る必要がなくなっていました。しかも全国のチッソと同種工場は、チッソを最後に、同じ理由で生産を終えています。つまり、水俣病を公害病だと認めても、他に影響を及ぼさないタイミングである1968年9月に公害病と認定したのです。

水俣病訴訟で勝利！

水俣病訴訟は、いわゆる四大公害裁判といわれる新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市公害に続くしんがりの裁判で、1969(昭和44)年に提訴されました。この後にも損害賠償訴訟が続いたため、後に水俣病第一次訴訟と呼ばれます。

被害を小さく見せようとするチッソ、国・熊本県・鹿児島県と正当な救済を求める被害者のせめぎあい、たたかひの歴史が再び動き始めました。

原告団長の渡辺栄蔵さんは、この裁判にあたって「本日ただいまから国家権力に対して立ち向かうことになったのでございます」と決意を述べました。被告はチッソだけでしたが、国を正面に見据えた、たたかひの本質を射抜く発言だと思えます。

1973(昭和48)年の判決で、チッソの責任が確定し、1959(昭和34)年の見舞金契約は公序良俗に反するとして無効とされました。

患者救済をすすめる仕組みができ、チッソと患者団体間で補償協定が結ばれました。このことによって、救済を求める患者が急増しました。

国と財界による巻き返し

判決と同年、苛性ソーダ工場を原因とする熊本、新潟に続く第3、第4の水俣病が報道されます。福岡県大牟田市と山口県徳山市にある工場が原因とされました。しかし環境庁はただちにこれを「誤報」として葬りました。同種工場が全国にあり、水俣病と関連付けることは影響が大きいと判断したものだと思えます。

この動きを契機にふたたび水俣病をつぶす動きが出てきました。オイルショックがあり、日本経済に激震が走っていました。水俣病とともにイタイイタイ病や大気汚染公害なども終わったことにしようとする政府や財界の強い意志が働きはじめました。

水俣では、患者補償が過ぎるとチッソが倒産するというキャンペーンがなされ、チッソ存続を求める市民運動などが展開されました。そのこともあって、チッソ金融支援といわれる、熊本県が県債を発行してチッソに貸し付け、チッソを存続させる仕組み1978(昭和53)年がつくられました。

また、週刊誌など一部マスコミや議員などが、「いま騒いでいるのは金欲しさのニセ患者」とする報道や発言を行いました。

そして地域振興の名のもとに、国の公共事業予算の大盤振る舞いが始まりました。チッソと地域の発展こそ必要であり、そのためには水俣病は邪魔になるし、患者は騒ぐなということです。患者にとって一番苦しい時期だったかもしれせん。

公害巻き返しと全国公害被害者総行動

おなじことは全国でおきていました。大気汚染の環境アセスメントの相次ぐ後退、イタイイタイ病では、幻の公害病とするキャンペーンがはられました。この時に全国の公害被害者団体に、森脇君雄さん(西淀川公害患者と家族の会)などによって結集が呼び掛けられました。1976(昭和51)年に全国公害被害者総行動実行委員会が結成されました。

全国の公害被害者団体の連帯の力が、毎年の環境大臣や省庁いっせい行動など実現させてきました。国や財界による公害巻き返しを跳ね返し、国の環境行政に影響を与え大きな力を発揮したと思います。

先人のたたかいと知恵に改めて敬意を表したいと思います。

今年も6月4日、5日に第50回総行動を行ないませんが、来年は結成50周年を迎えます。

患者切り捨て政策

2度目の水俣病つぶしのもう一つの柱は、認定基準の改悪による患者切り捨て政策とチッソに対する金融支援でした。

環境庁事務次官通知(1971年)

魚介類に蓄積された有機水銀の経口摂取の影響が認められる場合には、他の原因がある場合であっても、これを水俣病の範囲に含むものであること。

疫学的資料から判断して当該地域にかかる水質汚濁の影響によるものであることを否定し得ない場合においては、そのものの水俣病は当該影響によるものと認め

.....

同 環境保健部長通知(1977年)

感覚障害が必ずあって、その他の症状の組み合わせが必要。認定申請者の症候が他の疾患によるものと医学的に判断された場合は水俣病の範囲に含まない。

同 事務次官通知(1978年)

水俣病に関する高度の学識と豊富な経験に基づいて総合的に検討し、医学的にみて水俣病である蓋然性が高いと判断される場合には

.....

1971(昭和46)年の事務次官通知は、否定しえない場合は水俣病の影響と認めました。しかし、1977(昭和52)年環境保健部長通知では症状の組み合わせを求め、1978(昭和53)年には、新たな事務次官通知で、蓋然性の高さを求めています。

この時までには、チッソの存続は金融支援で担保し、患者は切り捨てることによって水俣病を「終わらせる」という国の政策が完成したのです。国の患者切り捨ては、政府の政策として一気にすすみました。

水俣病第二次訴訟から水俣病第三次訴訟へ

このように厳しい情勢ではありましたが、患者たちのたたかいは続きました。第一次訴訟に続いて提訴された第二次訴訟は、未認定患者が原告となりチッソを被告としました。1979(昭和54)年、熊本地裁で勝利判決を得て、1985(昭和60)年福岡高裁で、「環境省の判断条件は厳格に失する」という画期的な判決を勝ちとりました。チッソが上告しなかったために判決は確定し、この判決をふまえ、「水俣病特別医療事業」という、今につながる窓口負担0の医療費救済制度を国と熊本県、鹿児島県に作らせました。また、このたたかいの経過の中で60名をこえる原告団の大半が公健法による認定をかちとり、判決を待たずにチッソとの和解で救済されました。

第二次訴訟の熊本地裁判決で、県知事が水俣病でないとしていた原告が水俣病とみとめられました。公健法による認定の制度と基準の誤りが明確になりましたので、私たちは知事は水俣病として当然、公健法上の認定をすべきとして交渉しました。しかし、熊本県の公害部長は、「行政と司法の判断は違う」と強弁しました。この対応は、交渉にあたった患者たちの怒りを買って、チッソとともに国と熊本県を被告に据えた水俣病では史上初めて国家賠償を求める裁判を決意しました。水俣病第三次訴訟です。

この怒りが水俣病史上初めての国家賠償訴訟を提訴したのです。1980(昭和55)年のことです。この年からは第二次訴訟控訴審と第三次訴訟を同時に抱えることになりました。

第二次訴訟の経験も生かし、水俣病史上初めて、原告数1千名をこえる原告団をつくった本格的な集団訴訟に発展していきました。↓

水俣病裁判(損害賠償)の系譜(水俣病第三次訴訟まで)

提訴年(裁判所)	被告	原告数
水俣病裁判(熊本地裁) 1969(昭和44)年	チッソ(株)	112名(認定)
第二次訴訟(熊本地裁、福岡高裁) 1973(昭和48)年	チッソ(株)	60名(未認定)
各地国賠訴訟 第三次訴訟(熊本地裁、福岡高裁) 1980(昭和55)年	チッソ(株)、国、熊本県	1,377名(未認定)
東京(東京地裁) 1984(昭和59)年	チッソ(株)、子会社、国、熊本県	425名(未認定)
京都(京都地裁) 1985(昭和60)年	チッソ(株)、子会社、国、熊本県	94名(未認定)
福岡(福岡地裁) 1988(昭和63)年	チッソ(株)、子会社、国、熊本県	53名(未認定)

※このほかに、チッソ水俣病関西訴訟 2004(平成16)年 最高裁判決

↓
熊本の裁判所だけでなく、不知火海沿岸地域から、関東、関西、福岡などに移住した人たちも加え、東京、京都、福岡の裁判所にも提訴しました。

国の責任について熊本地裁で2回、京都地裁でも勝利判決をかちとり、それにもとづき裁判所での和解協議が始まりました。長い時間がかかりましたが、1995(平成7)年に政治解決をすることができ、チッソとの間で補償協定をむすびました。

水俣病の救済手続きについて、患者の診断や救済の判断を行政に独占させず、私たちが信頼する医師団の救済基準を採用させたことで、救済の範囲が大幅に広がりました。

これまでは、行政が認定したもの以外は水俣病でないとしてきた国の方針を大きく変えることができました。1,900名余の原告団のたたかいで、11,000名をこえる被害者救済に道を開くことができました。

水俣病としての位置付け、救済水準、国の責任など不十分なこともあります。患者たちが総力をあげてたたかい、時間をかけて議論をして合意し、勝ちとった成果であることはまちがいないと思います。私は、この政治解決をもって、水俣病は一段落した、と思いました。

国連への要請、ブラジルで開催された地球環境サミットでのアピールなど、ありとあらゆる行動や宣伝に取り組み、たいへんな数のチラシをまき、1万人をこえる住民検診をしていたので、これ以上名乗り出る患者はいないと思ったのです。仮にあったとしてもそれは、何らかの事情で遅れて手を挙げた例外的な患者ではないか、と思いました。

それで、私は、2003(平成15)年、当時熊本で始まろうとしていた原爆症認定訴訟の提訴を縁に、熊本中央法律事務所に勤めることにしました。水俣病被害者の会事務局長は、非専従で務めることにしました。

チッソ水俣病関西訴訟 最高裁判決

1995(平成7)年の政治解決以降もたたかい続けていたチッソ水俣病関西訴訟は、大阪地裁、大阪高裁の判決をふまえ、2004(平成16)年に最高裁判所で勝利判決を勝ちとり、国、熊本県の責任が確定しました。

この判決に励まされた患者たちが続々と名乗り出るようになりました。私は公健法で県知事に対し水俣病認定を求める患者たちが500人を越えたら社会現象になると思い、ただちに提訴の準備をしなければと思いました。私は、新たに続々と名乗り出る患者に圧倒されました。私が、1970年代から1990年代に御所浦町の島々や不知火海沿岸地域をまわっていたころに、水俣病の話に乗ってこなかった水俣病第三次訴訟原告の次の世代のみなさんでした。考えてみれば、私と同世代であり、第三次訴訟当時は、私もそうであったように仕事や子育てに追われていたと思います。

1968(昭和44)年まで広がった年代、天草や長島の西側などに広がった地域から裁判に加わってくるみなさんを目の当たりにして、水俣病被害の深刻さをあらためて認識しました。最高裁判決で、自らの救済を躊躇していた多くの被害者が、様々なくびきから解放されたのだと思いました。

2005(平成17)年2月、水俣病不知火患者会(会長:大石利生)が発足し、同年10月、ノーモア・ミナマタ訴訟が熊本地裁に提訴されました。

ノーモア・ミナマタのたたかい

続いて水俣病不知火患者会は、ノーモア・ミナマタ近畿訴訟(大阪地裁)、同東京訴訟(東京地裁)を関西圏、首都圏に移住した会員によって提訴しました。また新潟水俣病についても新潟水俣病阿賀野患者会が結成され、新潟地裁に提訴。2009(平成21)年「ノーモア・ミナマタ被害者・弁護士全国連絡会議」が結成され、全国的なたたかいを展開する体制ができました。原告は3,000名を越え、水俣病の裁判史上最大の原告団となりました。当時、公健法による認定申請者は6,200人をこえ、政府も対応をせざるをえない状況になっていました。2009(平成21)年7月、国会で「水俣病被害者救済特別措置法」が成立しました。2010(平成22)年3月には裁判所が和解を勧告し、半月後には原被告間の「基本合意」にいたりました。

特措法によって、5万人を超える患者が救済されました。しかし、特措法には大きな問題もあり、課題を残しました。次回、最終回では、特措法をめぐる問題や特措法後に提起されたノーモア・ミナマタ第2次訴訟など、水俣病をめぐる、今について書いていきたいと思います。(次号へ続く)

水俣の運動に呼応して

元東京電力労働者 公害・地球懇幹事 有坂直幸



水俣病の発生原因究明と救済・解決を巡る国・自治体の対処法が被害者救済第一ではなく、チッソ救済・企業利益、他国への進出政策優先ということを明らかにした先月号の中山報告で、被害者の実態を知り、その悲惨さに胸を締めけられて息苦しくなり、怒り心頭に達した。

それは私が元東電労働者として、また川崎公害被害者として経験してきたことと重なり合う部分があったからです。

私が川崎大気汚染公害裁判・福島原発反対運動に関わったのは、昭和35年4月だった。東京電力鶴見火力発電所入社時正門に立った時、煙突から吐き出される真黒い煙が凄いで地を這い硫黄匂さが強烈に襲い掛かってきた。その時は「これが京浜工業地帯なんだ」と感激したものだが、その後私自身がその煙りに体を蝕まれ公害患者となってしまった。

当時組合の大会は福島原子力発電所建設反対論が熱気を帯び論議された。

入社2年目の私は更に学習意欲が増し、盛んに行われていた地域の労組の交流や公害反対運動に関わる人々との交流の中で公害被害者の実態を知った。大企業の公害垂れ流し、原発開発の害悪を住民の立場で共に追及し、以来今日迄60年間大気汚染公害運動・反原発闘争と係わりあってきた。そのことが原因で入社3年目の夜勤時に同僚15名から「公害裁判に参加したのは問題だ。会社は被告の立場、今後一切公害運動に参加しないと約束しろ！出来なければ夜食は一緒に食べない。更に原発反対等とんでもない。口をききたくないし仕事を教えない」と言われた。その後も陰湿な職場八分攻撃が日常茶飯事となった。

そんな中、1都6県の仲間が思想・賃金差別撤廃の裁判闘争に立ち上がり、19年間の闘いで東電の憲法違反の思想・賃金差別の酷さや電気料金の仕組(大企業には安く一般家庭から高く)未開発の原発(トイレ無きマンション)の問題点を広く国民に訴え共感を得て勝利することが出来た。

福島を襲った地震・津波による原発の重大事故は14年経った現在でも被害者の「元のくらしを返せ！放射能汚染被害者救済せよ等」の声は絶えず、いまだ改善が見られない。川崎の公害患者切り捨ても進行する現在、水俣の運動と呼応してその解決のために頑張りたい。

鳥肌の立つ思い

川崎公害病患者と家族の会 事務局 堀田恵子

環境公害セミナーにオンラインで参加し、直接中山さんのお話を聞かせていただきました。とても分かりやすく、中山さんのお人柄がにじみ出る語り口に思わず引き込まれました。水俣の闘いの歴史を改めて学ぶことができました。公害・地球懇のニュースに原稿を載せて下さったことで曖昧な記憶を確認することができました。特にチッソが乞われて、乞われて水俣にやってきた経過とその背景。

「また、チッソの地元採用の労働者は牛馬と思って使え、戦争中のアジア侵略の下、アジア工場で働く現地従業員は蚤や蚊と思って使えという企業の姿勢が後の水俣病を引き起こし、隠蔽や差別を生んでいった過程もよく理解できました。公害の原点である水俣病をチッソ、国、熊本県が総力を挙げてつぶしにかかった怒涛のような攻撃と相関図を目の当たりにすると鳥肌の立つ思いです。

「当初、工場排水や煙などが汚染されていても川や海、大気中に放出されると希釈され毒性はなくなるといわれていましたが食物連鎖により魚の毒性は濃縮されていくことが証明されました。

原発事故でも同じことが繰り返されています。水俣の経験は生かされなかったのでしょうか。この後、次回ニュース以降の掲載が楽しみです。

気候危機をのりこえるために今できること

エネルギー問題研究者 佐川清隆



図1

図1 UNICEFのレポート表紙。タイトルを訳すと、「子供たちの残りの人生で最も寒い年—子供たちを加速する熱波の影響から守る—」

<https://www.unicef.org/media/129506/file/UNICEF-coldest-year-heatwaves-and-children-EN.pdf>

2025年2月16日、足立母親大会の佐川の講演内容を紹介します。

私は二人の子どもがいますが、ユニセフのレポート名通り(図1)、上の子にとっては生まれた年が生涯で最も涼しかったかもしれません。気候危機はどんどん進んでいます。日本の被害も深刻ですが、とりわけ途上国では今後何十億人もが住む地域が最高気温45度を超え、住めなくなるとの指摘も出ています。

私が初めて気候変動の国際会議COPに行ったのは2009年ですが、そのころからすると気候危機への国際合意はかなり前進しました。それでも、産業革命前から1.5度未満におさえる道は急速に閉ざされつつあり、今のままでは3度も上昇する勢いです。昨年欧州の再エネ電力比率は47%に達しましたが、日本はまだその半分でG7最低水準です。日本のエネルギー政策は、大企業中心の技術開発やイノベーションばかりに力点を置き、肝心の規制と市民や中小企業による技術の普及へのサポートをないがしろにしています。

とりわけ現在議論されている第7次エネルギー基本計画案は、データセンターなどで電力需要が増えることを口実に、2030年とほとんど変わらない電源構成を2040年も描き、原発推進への本格的に舵を切るなど、深刻な問題をはらんでいます。九州や東北では太陽光発電の1割前後が捨てられる一方、電気料金は深夜が安いままで、変えるべきことはたくさんあります。

風力発電やメガソーラーなど再エネの開発が、各地で住民の反対で頓挫しています。生活を脅かす事業には当然反対ですが、再エネなしで気候危機は止められません。背景には、一つは、再エネをとにかく安く作れという政府の方針があります。単価を下げるため、非常に大規模な開発となって環境破壊が大きくなります。もう一つは、地域に十分な説明もせず外部の企業が建設するケースが目立つことです。地域の主権や利益の還元を、国でも地方自治体でもしっかりと位置づけ、再エネを普及しなければなりません。

戦争が様々な面で気候危機を助長しています。それは兵器や基地からの温室効果ガスの排出だけではありません。世界で400兆円に迫る軍事費が、気候危機や福祉の予算を圧迫しています。戦争で破壊された建物やインフラの復旧にも多くの排出が伴います。戦争で国と国とが分断されることは、国際的に協力して気候危機を解決する機運をそいでいます。

自国中心主義の強まりは、必然的に他国のための気候危機対策を弱めます。戦争をやめ、核兵器を無くさない限り、1.5度はおろか2度目標すら達成はできません。

母親大会の皆さんが取り組んでいる子供たちの権利を守る取り組み、戦争をやめろの声、くらし・権利・平等、ジェンダー等あらゆる取り組みが気候危機の解決には不可欠です。運動の総結集で気候危機を乗り越えましょう。

「地球温暖化対策計画」「第7次エネルギー基本計画」「GX2040ビジョン」の3つのエネルギー政策の閣議決定に抗議する

2025年2月21日 公害・地球環境問題懇談会

政府は2月18日に上記3つのエネルギー関係計画を閣議決定し、2035年度に温室効果ガスを60%削減すること(2013年度比)を目標とするNDC(国が決定する貢献)を国連気候変動枠組条約事務局へ提出した。このNDCは、日本も賛成して決めたパリ協定で事実上目標になっている気温上昇1.5度抑制の世界平均削減率にも届かない低いもので、責任ある先進国としては世界に顔向けできない恥ずかしいものである。また、この裏付けとなるべく改定された「第7次エネルギー基本計画」は、今までの”原発低減”を180度転換して原発回帰どころか推進に舵を切るとんでもないものである。省エネも再エネも目標が低く、重視しているのは原発と化石燃料利用継続の新技术という高くてリスクや環境負荷が大きく当てにならないものばかり。大口排出源削減義務化に近い政策は環境省でなく、経済産業省が自分の支配するGXの枠内で進めるといふ。

今まで様々な公害問題に取り組み地球環境を考えてきた国会としては絶対に認めるわけにはいかない。これに関するパブリックコメントは、年末年始という非常に忙しい時期に短期間であったにもかかわらず、42000通を超える過去最多が集まったということだが、ここで寄せられた疑問や反対意見にも耳を貸さず再検討もせず国会という場での論議もせずに閣議決定という姑息な手段で強行されたことにも抗議したい。

合わせて、この間福島で出た放射能汚染土を安全基準を緩和し、全国で使うことを可能にする重大案件を、「省令改正」というこれまた国会審議抜きで実施できるようにすることも進められようとしているが、これにも断固抗議したい。

私たちは公害被害者団体のみならず、これを支援する研究者、弁護士、労働組合、女性団体、農民団体、医療関係団体などが公害をなくし地球環境をまもるために立ち上げた団体である。どの視点から見ても、今回の計画や、汚染土ばらまきを認める省令に、断固として反対し声をあげている若者たちや他団体と協働していきたい。

JNEP情報(2025年3月)

東京電力柏崎刈羽原発の再稼働めぐり住民投票請求

住民団体「柏崎刈羽原発再稼働の是非を県民投票で決める会」が東京電力柏崎刈羽原発の再稼働を住民投票で決める条例の直接請求の署名を集め、有権者の50分の1を大きく上回る約15万人の署名を集めた。今後本請求を行い、知事が意見をつけて県議会に提案することになっており、4月に臨時会が開かれる見込みである。

欧州で、風力発電の発電量が天然ガス火力を抜き、太陽光が石炭火力を抜く

EU(欧州連合)の2024年の発電量で、再生可能エネルギーが47%と前年よりも割合を3%近く上昇させた。風力発電量が発電量で全体の17%を占め、天然ガス火力を抜いた。また太陽光が発電量で11%を占め、石炭火力を抜いた。石炭火力は低下を続け、発電量割合は10%以下になった。英国のシンクタンク・エンバーは2019年から2024年の太陽光と風力の増加により温暖化対策に役立つとともに、約9.5兆円の化石燃料輸入を回避できたとしている。

活動日誌

2月

22日(土)3.11メモリアルネットワーク
福島交流会主催/311メモネット
協力/原子力災害考証館

22日(土)JNEP-声明
「地球温暖化対策計画」
「第7次エネルギー基本計画」
「GX2040ビジョン」
の3つのエネルギー政策の
閣議決定に抗議する

25日(火)新潟水俣病控訴審(東京高裁)

28日(金)映画『決断』

3月

3日(月)ノーモア・ミナマタ
東京地裁民事42部第35回弁論

5日(水)映画『決断』

6日(木)映画『決断』

9日(日)原発ゼロ新宿パレード

今後の日定

3月

21日(金)シンポジウム
「地域の脱炭素化実現へのロードマップ」
25日(火)公害総行動事務局会議

4月

7日(月)原発をなくす会主催
樋口英明さん講演(於:全労連会館)
11日(金)東京地評主催
樋口英明さん講演

6月

4日(水)~5日(木)
第50回全国公害被害者総行動
15日(日)日本環境会議(JEC)主催:
<公開市民シンポ 第3弾!>
16日(月)6・16最高裁ヒューマン・チェーン
最高裁包囲行動

発行 : 公害・地球環境問題懇談会
(公害・地球懇/JNEP)
連絡先 : 〒160-0022 東京都新宿区新宿2-1-3
サニシティ新宿御苑10F
TEL 03-3352-3663
FAX 03-3352-9476
郵便振替: 00140-1-80892
加入者 公害・地球環境問題懇談会